

公共性を担保するスポーツ放送の考察

—英国におけるユニバーサル・アクセス権の形成過程を視点に—

小林 壘*

抄 録

昨今、スポーツには、青少年の健全育成や地域活性といった公共財としての役割が期待されている。そうしたスポーツの社会的価値を、視聴者に媒介するものがメディアであり、その価値を広く発信するのがテレビ放送である。

一方、英国におけるスポーツ放送は、public interest（公益）を担保する Crown Jewel（貴重な宝）として広く認知されている。それゆえ、特別指定行事の無料放送を義務付ける UA 権が放送法の中で保障されており、この放送の規制と緩和をめぐるのは、国民的議論のもとで何度も法改正がなされてきた。したがって、本研究では、英国の UA 権の成立および政策形成の過程から、スポーツ放送における公益と市場のバランスのあり方について考察する。

研究方法は、英国の UA 権論争に関する文献のレビューと、英国の放送政策研究に携わる有識者や放送関係者への半構造化面接および実態調査、政策形成過程論を応用したスポーツ放送政策の考察の三点である。

分析結果から、英国 UA 権の成立は、1954 年放送法（Television Act 1954）をめぐる議論が基準となっている点を明らかにした。また、スポーツ政策に関する有識者からの半構造化面接結果から、英国における UA 権の法的根拠は欧州憲章における情報の請求権に由来し、現在でも UA 権は広く議論されている事実を明らかにした。さらに、政策形成過程論から英国のスポーツ放送政策を分析し、問題認識と課題抽出を担うモニタリング機能が政策形成過程において有効活用されている点について言及した。

以上から、結論としては、公益と市場のバランスを担保するスポーツ放送の実現には、公共性に基づいた倫理コードの策定と、英国特許状にみられる公権力の影響を受けない放送法の基準設定、視聴者のモニタリングシステムの構築が不可欠であると考えられる。

キーワード：スポーツ放送，公共性，ユニバーサル・アクセス権

* 同志社大学大学院総合政策科学研究科博士後期課程 〒602-8580 京都市上京区今出川通烏丸東入

Consideration on Ensuring The Public Sphere of Sports Broadcasting

—From the viewpoint of the making process of universal access right in the UK—

Rui Kobayashi *

Abstract

In recent years, sports are expected to play a role as public goods such as education of youth development and local activity. It is the media that communicates the social value of sports to viewers, and it is TV broadcasting that widely disseminates its value.

On the other hand, sports broadcasting in the UK is widely recognized as Crown Jewel (precious treasure) that secures public interests. Therefore, the UA right that obliges free broadcasting of special listed events is guaranteed in the broadcasting law, and over the regulation and easing of this broadcast, the law amendment has been repeated many times under the national debate.

Therefore, in this study, from the process of establishment of UA right and policy formation in the UK, I consider how to balance public interests and markets in sports broadcasting.

The research method is based on the review of literature on UA rights controversies in the UK, semi-structured interview and actual situation survey for experts and broadcasting stakeholders engaged in the UK broadcasting policy research, analysis of sports broadcasting policy applying policy making process theory I considered it from three points.

Analysis results revealed that the establishment of UA rights in the United Kingdom is based on the discussion over the Television Act 1954. In addition, based on semi-structured interview results from experts on sports policies, the legal basis for UA rights in the UK comes from the right to claim information in the European Charter and revealed the fact that UA rights are still being widely debated. In addition, I analyzed UK sports broadcasting policy from the policy formation process theory and mentioned the monitoring function which is responsible for problem identification and agenda setting in policy making process.

Key Words : sports broadcasting, public sphere, universal access

* Graduate School of Policy and Management , Doshisha University , Karasuma-higashi-iru , Imadegawa-dori , Kamigyo-ku , Kyoto-shi , 602-8580.

1. はじめに

本研究の目的は、英国の UA 権の成立および政策形成の過程から、スポーツ放送における公益と市場のバランスのあり方について考察することにある。

昨今、スポーツは、青少年の健全育成や地域活性といった公共財としての役割が期待されている。そうしたスポーツの社会的価値を、視聴者に媒介するものがメディアであり、その価値を広く発信するのがテレビ放送である。

一方、英国におけるスポーツ放送も、public interest (公益) を担保する Crown Jewel(貴重な宝)として広く認知されている。それゆえ、特別指定行事の無料放送を義務付ける UA 権が放送法の中で保障されており、この放送の規制と緩和をめぐるのは、国民的議論のもとで何度も法改正がなされてきた。

そもそも英国においては、1954 年のテレビジョン法 (Television Act, 1954) 以降、国民的関心が高い競技やその他の行事の放映権独占を禁じてきた経緯が存在する (脇田, 2011)。その放映権独占が進んだ事例として、1980 年代におけるケーブルテレビ産業の勃興とサッチャー政権による有料放送市場の規制緩和と政策が挙げられる。こうした市場の独占に対する警鐘として、90 年代を中心に広く議論されてきた理念が、無料放送 (free to air) を担保する UA 権である。この UA 権をめぐる議論は、英国議会で国民的論争を巻き起こし、その概念は、1997 年の EU における国境なきメディア指令(Directive 97)にも反映され、欧州のスポーツ放送の公共性を担保する権利として浸透している。

2. 目的

本研究の目的は、英国の UA 権の成立および政策形成の過程から、スポーツ放送における公益と市場のバランスのあり方を考察することにある。UA 権をみる理由としては、英国における公共財の基準を把握することにある。1984 年 Television Act から設定されてきた特別指定行事に関しては、青少年の健全育成や文化性、地域性などが色濃く反映されたものが選定されているため、その選定基準をみることは、英国の文化特性や公共理念を把握することにつながる。

UA の議論については、これまで中村 (1996) や脇田 (2011) を中心とした分析がなされてきたが、本論においては、その議論アクターや政策基準である倫理コードの形成過程を分析することにより今後のスポーツ放送政策を形成する上で有用な示唆となろう。

3. 方法

研究方法は、以下の三点である。

一点目は、文献研究のレビューとして、英国の UA 権をめぐる議論の過程を分析する。具体的には、大英図書館・英国国立公文書館に保管されている英国国会議事録 (hansard1994~1996) の抄録や、UA 権の根拠を示した最初の資料である Television Act 1954 や、独立テレビジョン委員会 (Independent Television Commission, 以下 ITC) や Ofcom による放送法改正における倫理コードの基準について分析する。

二点目は、英国の放送政策研究に携わる関係者・放送政策実務者への半構造化面接および実態調査である。具体的には、公共性を担保する政策形成の過程を調べるために、英国においてスポーツ政策に関する研究が最も盛んな大学の一つであるラフバラ大学内のスポーツ・レジャー政策研究所の研究員に対する半構造化面接の実施を 2018 年 2 月に行った。

さらに、英国におけるスポーツ放送の実態を検証するために、公共放送 BBC のスポーツ担当者に対する聞き取り調査を実施した。加えて、英国におけるスポーツ政策の現状を把握すべく、ラフバラ大学におけるスポーツ施設やパブリックビューイング設備などを、ラフバラ大学の教員と日本スポーツ振興センター (JSC) の現地特派員の協力を基に調査を実施した。

三点目は、政策形成過程論の観点からみた、英国のスポーツ放送政策の考察である。具体的には、政策形成を考える上で、明快で説得力に富む見取り図を提出し外せない理論とされる Thomas R.Dye の政策過程論を応用し考察する。

4. 結果及び考察

4. 1. 文献研究

文献研究で得られた知見は以下の二点である。

一点目は、1950 年代における UA 権の成立過程の明確化である。

脇田 (2011) によれば、UA 権の起源については 1948 年の世界人権宣言第 19 条のコミュニケーションの権利に由来するとされていたが、その権利が放送政策へどのように汎用化されていったのかについてはこれまで不明確であった。

文献研究では、英国公文書館における Television Act 1954 に関する資料からコミュニケーションの権利が公益としてスポーツ放送の政策にどう汎用化されるかの形成過程を明らかにした。具体的には、1953 年 2 月から 11 月における Central Council of physical

Recreation (スポーツレクリエーションカOUNシル) の Broadcasting Committee にて、sports event と national interest (国益) の関係性が議論されている。ここでの sports event とは、テニスのウインブルドンの試合における放送が事例として検討され、ウインブルドンのスポーツ放送が明日の英国市民のライフスタイル活性化にどう影響を与えるかについての議案が協議されているが、ここでは、この英国市民へのライフスタイルの活性化が国益とみなされており、これが後の public interest につながる概念であると推測できる。この議論を経て、1954年におけるテレビジョン法では、その第7条において「Television broadcasting facilities in respect of certain sporting and other event : 放送を管轄する郵政長官は国民的関心事である競技やその他のイベントを独占しないため、放送事業者を特定できる」と制定された。この制定は、世界で初めて民間放送局である ITV の導入に応じて制定された法律であるが、同時に公共放送である BBC の放送枠と民間放送 ITV による放送枠の配分が検討されている。これは、まさにスポーツ放送における公益と市場のバランスを模索した事例であり、この資料は過去においても、スポーツ放送の公益ならびに国益について検討された最も早期なものの一つである。そして、この放送法は1984年 Cable and Broadcasting Act における listed events の制定に大きく影響を及ぼしたことから、free to air を担保するユニバーサル・アクセス形成の原点であると考えられる。

二点目は、UA 権の法的根拠となる倫理コードと政策アクターの分析である。ここでは、1996年放送法改正がなされた後の ITC (テレビの規制監督機関) における罰則規定を示す倫理コードの基準について分析する。英国における倫理コードは、規制派も緩和派もその基準を踏まえて議論する意味において、手続きの民主性を担保する上で最も重要であると考えられる。ITC の特別指定行事における倫理コードとは、特別指定行事における遵守すべきコードを策定し、このコードに違反した場合には重度の罰金を示すものである。このコードにおける特別指定行事は、市民 (citizens) の利益を促進するという点と、競争を促進することが適切な場合にはそれによって消費者 (customer) の利益を促進するという点から検討されている。前者は、リストAに該当するプレミアリーグや競馬などの無料で見せるべき種目のことを示し、後者は有料放送も許可するリストBのクリケットやコモンウェルスゲームをそれぞれ示している。つまり、特別指定行事の中でリストAとリストBにおける公益と市場のバランス

を示しており、この基準においては、「市場の開放性と競争性を促進することにより、選択肢と価格、サービスの質、料金に見合った価値などの面で消費者の利益を促進すること」「コンテンツの質の高さ、広範囲な番組および国民の表現の多元性を維持すること」とあることから、公益と市場のバランスを担保していると考えられる。この ITC の倫理コードは、後に2003年発足する Ofcom の倫理コードに引き継がれることとなり、その規定は現在の放送政策にも反映されている。つまり、このことから1996年放送法改正における ITC の倫理コード策定が英国の放送政策の基準構築に大きく寄与したのである。

4. 2. 英国スポーツ放送政策関係者へのインタビュー調査

スポーツ政策ならびにスポーツ放送の公益と市場のバランスのあり方を検討するにあたって、スポーツ政策やスポーツメディア、スポーツマネジメントを専門とする、ラフバラ大学スポーツ政策・レジャー研究所 (スポーツカOUNシルの研究機関) の研究員への半構造化面接調査を2月19日に実施した。半構造化面接の質問項目は以下の通りである。

- ①英国における public interest の根拠について
- ②EU や英国における市場と公益のバランスの判断基準 (倫理コード) について
- ③日英のスポーツ政策体系 (省庁間における政策連携の視点から)
- ④EU や英国のスポーツ政策の意思決定 (議題設定・アクター選出・意思決定の基準)
- ⑤英国におけるスポーツ放送政策 (英国スポーツ放送に関する国民的議論が起こる背景や理由)
- ⑥UA 権の法的基準およびその議論の形成過程
- ⑦UA 権の弊害 (市場の規制に対する反発)
- ⑧日本のスポーツ放送政策の課題 (イシューの不備・問題が表面化しない点について)

インタビュー結果から得られた知見は以下の通りである。

まず、英国におけるスポーツの public interest は、主に健康、教育、文化、コミュニティ (地域) の vehicle (媒介するもの) として意味づけられており、スポーツ政策を正当化する根拠であることが明らかとなった。これらの要素は、1990年代における若者のスポーツ参加を促すための physical activity として活用され、スポーツ放送も同様にその効果が期待された。90

年代に入ると、日常生活の中でのスポーツ参加を促すものへと変遷していった。そうしたスポーツ政策の目的が日常生活へと変遷した理由は三点ある。一点目はスポーツが健康に寄与するものであるという点と、二点目は青少年に達成感や生きがいをもたらすということ、三点目は移民などのマイノリティを社会に包摂していくという点である。このように、スポーツはスポーツのためだけでなく他の目標を達成するために用いられることが多く、そうした理由から人々はスポーツ政策に望んで税を払うわけである。そして、これらをどう評価するかというアウトプットとアウトカムの指標が重要であり、とりわけアウトカムであるスポーツイングランドによる Active People's Survey が近年では注目されている。

二点目は、スポーツにおける公益と市場のバランスについて、英国では主にアマチュアとプロを意味する場合が多く、プロスポーツは特に経済的利益と結びついて議論される。一方、スポーツの健康政策や教育効果といった要素は、アマチュアスポーツの中で主に用いられ、これらのバランスをとるためにプロスポーツの独占をどこまで規制するのかという点が重要である。

三点目の日英のスポーツ政策体系については、お互いの政策として政府から距離を保ちたいという理想はあるけれども、実際は規制されている現状にある。ただし、英国にはナショナルスポーツアクトが無いという点において独自性が高いとの回答が得られた。

四点目の EU ならびに英国の意思決定については、政策提言から意思決定を行うという点においては英国とEUに差はないが、EUには As the law (法のとおり) という概念があり、それはスポーツ政策も同様である。また、EU の意思決定の種類としては、超国家的な意思決定とカウンスル式的意思決定が存在し、地域スポーツに関するものは主にカウンスル型的意思決定である。カウンスル型とは、三ヵ月ごとに会議を開き、細かい決まり事を協議する方法のことを示す。なお、UK スポーツは超国家的な意思決定方法を用いており、DCMS の議題に即して政策を進めていくため、自ら政策形成に携わることは少ない。

五点目の英国におけるスポーツ放送政策については、スポーツ放送側が政策に期待するというよりは、スポーツ政策側の DCMS が放送の効果に期待するという側面が強い。そのため、スポーツ放送の負の側面である過度な商業主義や市場の独占が、スポーツ政策に悪影響を与えないようにすることが重要であり、特別指定行事の独占については、常に政策形成者が警鐘を鳴らす必要があるのである。

六点目の UA 権の法的基準については、現状の英国やEUにおいては非常に多くの議論が展開されていることが明らかとなった。UA 権の法的根拠は、1940年代のEUの欧州憲章に由来し、特にスポーツだけでなくジャーナリズムや社会福祉における基本的人権として欧州で認知されており、とりわけ、地域政策と連携する上で重要となる地理的普遍性が強調されている。

スポーツ放送における UA 権をめぐる議論としては、Pay (有料) か free to air (無料) かという論争が最も有名であり、英国では特に Cricket においてよく展開される。Cricket は国民的関心事の高い種目ではあるが、特別指定行事の B リストに属しており無料放送が原則ではない。これについては、一部の視聴者から不満が寄せられているが、Cricket 協会としては選手育成やスタジアム運営に関する政策資金獲得のため有料放送を望んだという事例である。最近の事例において UA が議論された例としては、EuroSport を傘下にもつディスカバリー・コミュニケーションズが 2018 年から 24 年までの欧州(ドイツを除く)での五輪独占放送権を獲得したことについて、市場の独占に対する批判が Independent や Gardians から上がっている。

七点目の UA 権の弊害は、スポーツ放送市場の競争を制限する点である。この議論は、主にスポーツ団体から巻き起こることが多く、例えば無料放送が義務付けられるリスト A のプレミアリーグについても、ビジネスの選択肢が少ないとの不満の声が挙げられている。無料放送であるリスト A に含まれる種目については、原則として、BBC チャンネル 4、チャンネル 5、ITV の中で狭い競争となるため、当然収益は下がる可能性が高く、市場の自由性が侵害されるのである。それゆえ、公益からその種目の無料放送をどこまで保護するのかについての検討は常に必要とされる。

八点目の日本のスポーツ放送政策の課題である 이슈の不備や議論の欠如については、80年代のスペインやフランスも日本同様、スポーツ放送の議論は比較的少なかったとされている。その理由としては、ケーブルテレビや衛星放送が台頭するまでは、国民的行事に関する放送は国営テレビまたは公共放送による無料放送が実施されていたため、視聴者の危機意識も醸成されなかったからである。つまり、日本だけでなくスペインやフランスにおいても有料放送の独占という危機事態が訪れない限りは、スポーツ放送のユニバーサル・アクセスに関する議論は起こりにくいという現状は否めないのである。

4. 3. BBC スポーツ局担当者へのインタビュー調査

2月18日にBBCスポーツ局のあるサルフォードのMedia City UK BBCスタジオにて、社内のスタジオ・設備の視察とスポーツ局担当者へのインタビュー調査を実施した。最初にBBCのMarketing&Audiences担当から、Media City UKのスタジオ案内と施設概要をヒアリングした。Media City UKは、2004年に政府の地域活性化政策の一環として、BBCの文化・教育・スポーツ・音楽の拠点をマンチェスターに移転された複合型メディア施設である。このMedia City UKはBBCだけでなく、民間放送ITVのスタジオや博物館などの文化施設も集合しており、地域から文化事業を啓発する政府のねらいがある。これらは、BBC特許状第6条「全国、各地域・地方・コミュニティを反映する」の目的に沿っているとのことである。

次に、BBC Sports担当の方に現状のBBC Sportsの編集指針について以下の内容でヒアリングを行った。

- ①BBC Sportsでは、メジャースポーツとマイナースポーツの番組枠をどのように編成しているのか。またその決定者およびその基準について。
- ②公共放送であるBBC Sportsは、番組の視聴率をどの程度参考にしているのか
- ③BBC Sportsは、番組内容について視聴者からのヒアリングおよびモニタリングを行っているのか。

それらに対する回答は以下の通りである。

一点目のメジャースポーツとマイナースポーツの放送配分については、フットボールやラグビーなどの人気メジャースポーツの番組は、生放送だけでなく録画による再放送にも力を入れていることが明らかとなった。その他、ウィンタースポーツやマイナースポーツについては、生放送の放送枠は確保しているが、録画による再放送は時期によって放送時間を変えている。番組編成は、「制作者のためのガイドライン」BBC Producers' Guidelinesに沿って、エディターとディレクターによる会議で決定している。その際の基準は「大衆の関心」と「公平性」である。しかしストップウォッチを用いた時間配分をすることはしていない。スポーツ放送で重視するのは、例えば平昌五輪においては、選手によってフォーカスする質問を変えて視聴者ニーズに合わせた放送を心掛けている。

二点目の視聴率については、大衆の関心性を重視しているため、視聴率は参考にしている。しかし、BBCはチャンネル数が元々多くあるため視聴率を番組評価の最優先順位に上げることはない。また、視聴率をI

TVと競うことはテレビ界にとって不利益となるためその点は注意を払っている。

三点目の視聴者へのモニタリングについては、BBCスポーツは、他の報道と同様にスポーツ放送も世論調査および公共的価値の評価を実施していることが明らかとなった。今回の平昌五輪終了後についても番組中での不快な内容（例：人種差別的表現・騒音）に関する視聴者からの意見がもしあればフィードバックする予定とのこと、その内容は今後の番組編成に反映される。

4. 4. ラフバラ大学への実態調査

ラフバラ大学では、2月16日と21日の二日間、現地の教員とJSCのラフバラ事務局担当者の案内の下、現地の視察と調査を行った。

ラフバラ大学では、スポーツを通じた大学経営やスポーツクラブ、選手育成の手法に関して、日本の大学と異なる点を調査した。具体的には、トレーニングルームの設備維持の仕組み、大学内のパブリックビューイング施設の概要、UKスポーツとラフバラ大学の共同経営の手法、大学内における託児所の設置など、スチューデントユニオンの自治活動などについての調査を行った。これらの内容から、日本とは異なる大学のあり方、スポーツ文化、学生自治の動向を把握することができた。特に、スチューデントユニオン自らが学内カフェ運営を担っている点は、日本の大学には見られない手法である。そこでは、身近な情報が得られる大型スクリーンモニターで五輪などのスポーツ放送を映すことにより、学生間の交流を図られており、これらは学生自らが放送を管理しているのである。

4. 5. 考察

以上の結果から、英国はスポーツ放送政策だけでなく番組制作においても公益を担保する基準が規定されているという事実が明らかとなった。さらに、政策形成の過程においても、多様なアクターによる議論喚起を行い、政策決定や評価に反映しているのである。これらの得られた知見からの考察は以下の二点である。

一点目は、なぜ英国では公益の基準やユニバーサル・アクセスがスポーツにおいても明確に規定されるのかである。この理由は、17世紀から継承されている特許状にあると考えられる。特許状は国王が法人団体や会社に与える特権や創設条件を定めたものである（中村、2011）。英国における放送法は全てこの特許状によって免許が認定されるが、特許状自体に免許の剥奪権限は無く、あくまで特許状に基づいた基準(市民

性・教育・文化的卓越性・地域性・グローバル性・デジタル技術への対応)での監査を Ofcom が実施するのみである。これにより英国の放送業者の政治的独立性が担保されるのであり、英国におけるUA権も BBC の制作者ガイドラインも特許状での公益性が原点であると考えられる。

二点目は、英国の政策形成における議題提起機能である。1954年放送法、1961年放送法、1984年ケーブル法、1996年放送法と英国における放送法改定の系譜で共通する点は、問題が深刻化する前にその重大性を認識し、課題を抽出してきたことである。ここで、政策形成の各要素から英国の事例を分析するために、Thomas R.Dye (2010) の政策過程論を応用する。Dye の政策過程は、①Problem Identification (問題認識) →②Agenda Setting (課題設定) →③Policy Formulation (政策立案) →④Policy Legitimation (政策正当化) →⑤Policy Implementation (政策執行) →⑥Policy Evaluation (政策評価) の流れで形成される。この形成過程を英国のスポーツ放送政策に応用すると、問題認識と課題設定の過程において、日本との違いが見受けられる。さらに、Dye の政策過程論における問題認識とは、社会的問題の公表を示し、そこには利益団体、市民グループが関わっているが、Ofcom における。そして、その問題認識を政策形成過程で担保している手法が市民や視聴者への徹底したモニタリング調査である。例えばBBCは、自らの公共的意義を、BBCトラスト事務局による「公共的価値の評価」とOfcom が実施する「市場影響評価」によって視聴者に問いかけ、スポーツイングランドも Active People's Survey によって市民への支払い意思や社会課題を調査している。英国はUA権や特許状に明記された公共理念をこうした具体的な手法によって政策過程に落とし込んでいるのである。

5. まとめ

結論として、公益と市場のバランスを担保する政策の実現には、UA権にみられる公共性を軸にした議題提起、Ofcom が規定した倫理コードの策定、英国特許状にみられる公権力の影響を受けない放送法の基準設定、視聴者からのモニタリングシステムの構築が日本のスポーツ放送の政策形成に求められる。また、政策の基準設定だけでなく手段の公共性すなわち透明性の確保が同時に求められる。DCMS やBBC がその資料や原稿を極力公開している点も、まさに透明性を重視しているからであり、それは民主主義の原点であると言える。これらを基に、公共性の観点からスポーツ放

送組織の意思決定の仕組みを明らかにすることは、日本の放送政策課題解決の一助となると考えられる。

今後の課題は、今回の英国調査から得られた政策形成の手法を、日本のスポーツ放送にいかに関用させるかという点である。日本においても、放映権料高騰やメディアオーナーシップによるルール改正といったスポーツ放送に関する問題は議論が未成熟であるが、英国のUA権をめぐる政策形成過程を基に、公共性の観点からスポーツ放送組織の意思決定の仕組みを明らかにすることは、今後の日本のスポーツ放送政策の課題解決の一助になると考えられる。

【参考文献】

- 中村美子 (1996) スポーツ放送支配を目指す英 B Sky B —ユニバーサル・アクセス確保へ法改正—。放送研究と調査, Vol.46, No8, pp42-49.
- 脇田泰子 (2012) スポーツ放送の発展とユニバーサル・アクセス権。メディアと社会, Vol.4, 2012.
- Asa Briggs. (1979) "The History of Broadcasting in the United Kingdom: Sound and Vision", Oxford University Press.
- Council of Europe. (1979) "On the Principles for a Policy of Sports for Aal, Resolution", The Community of Scannell.
- Dye, T.R. (2008) *Understanding Public Policy*, Prentice Hall.
- Dye, T. R. (2010) *Politics in America*, Longman.
- Evens, T. (2013) "The Political Economy of Television Sports Rights", Palgrave Macmillan UK.
- Hansard 1995-1996, Parliamentary Debates House of Lords. 6th ser Column 126, 1996.
- Sport England. (2001) "Good Practice Guide Providing for Sport and Recreation Through New Housing Development", London. *Television Act 1954: legal advice on the Act and paragraphs of the independent Television Authority license copy of the Act*, held by The National Archives, 1955-1957.
- Whannel, G. (1992) "Fields in Vision: Television Sport and Cultural Transformation", Routledge.

この研究は笹川スポーツ研究助成を受けて実施したものです。